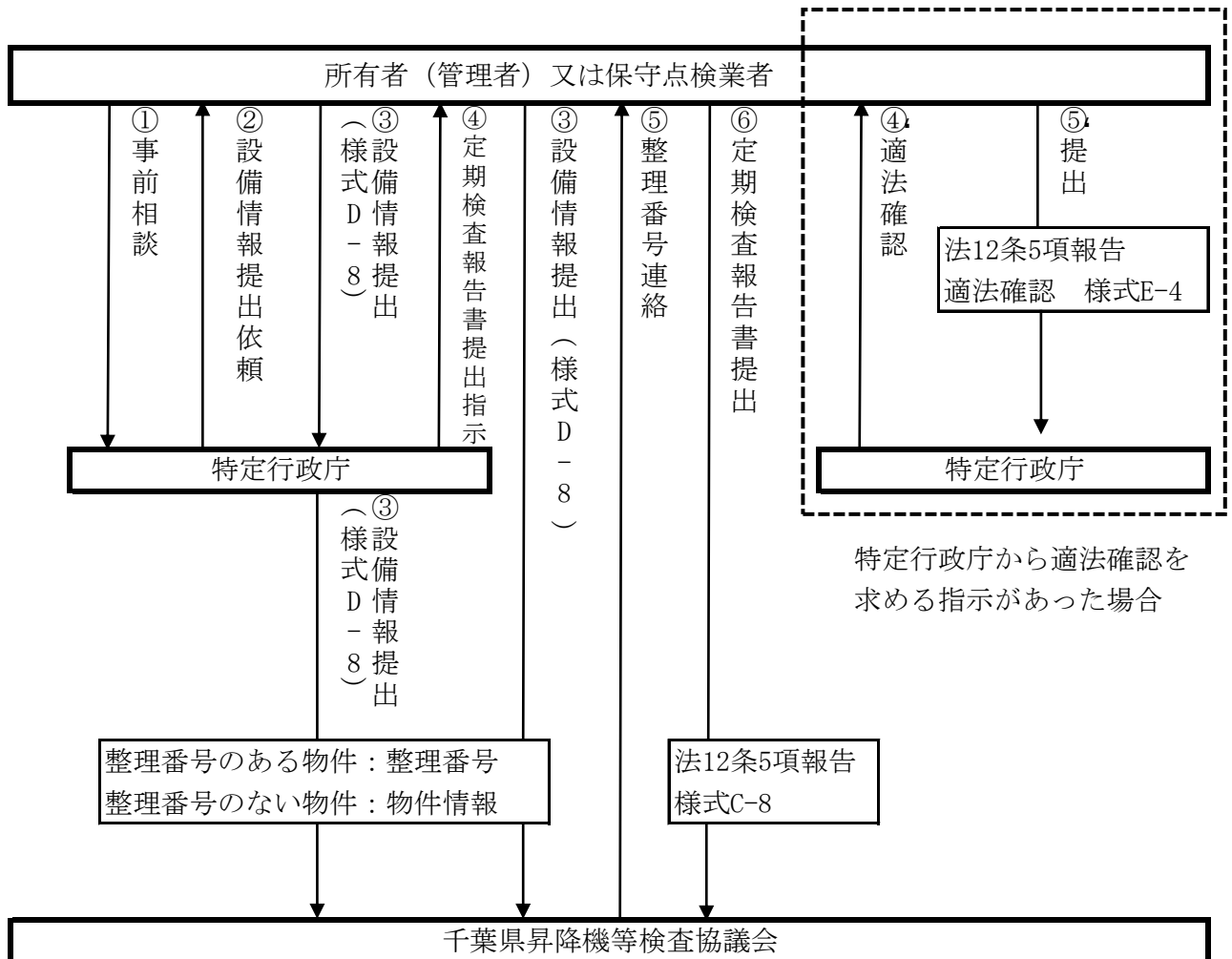


「検査済証」の交付されていない昇降機の定期検査報告を希望する際のフロー

「検査済証」未交付の昇降機の定期検査報告を希望する場合には、下記フローのとおり取扱うこととする。なお、詳細については各特定行政庁に確認すること。



- ① 「検査済証」の交付されていない昇降機の定期検査報告を希望する場合は、当該建築物所在地の所轄の特定行政庁に事前に相談を行う。
- ② 特定行政庁は、所有者（管理者）又は保守点検業者に対し当該昇降機の設備情報（様式D-8）の提出を依頼する。
- ③ 所有者（管理者）又は保守点検業者は、当該昇降機の設備情報（様式D-8）を特定行政庁に確認の上、特定行政庁又は協議会に提出する。
- ④ 定期検査報告提出（フロー④）とは別に、適法確認を求める場合（フロー④´）があるので、報告内容等詳細については所轄の特定行政庁に確認すること。
- ⑤ 協議会は、物件情報をもとに整理番号を取得し、所有者（管理者）又は保守点検業者に連絡する。